

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |           |              |
|-----------|-----------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 総務課 | 093-582-2284 |
|-----------|-----------|--------------|

| 件名                               | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)   | 契約締結日    | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※             | 予定価格(円)   | 備考 |
|----------------------------------|---------------|-----------|----------|---|-------------------|-----------|----|
| 地籍調査業務委託<br>(八幡西区22-01：FⅡ-2・G・H) | 旭測量設計 株式会社    | 2,420,000 | 令和6年6月6日 | <p>本業務委託は、先行業務「地籍調査業務委託（八幡西区22-01）」の確定成果に基づいて行う地籍測定及び地籍図原図作成等が主な作業内容である。</p> <p>本業務委託の基礎となる一筆地調査等を令和5年度に行い、現地に設置した多数の基準点と筆界杭等を熟知した上記業者へ特命することにより、重複する作業（現地調査、打合せの一部）を避けることができ、経費の削減を図られるとともに、工期の短縮や精度の高い成果品の提出が期待できる。また、現地立会の状況や地権者等を把握していることから、閲覧時に円滑な業務の実施が可能となる。</p> <p>よって、上記業者に特命するもの。</p> | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 2,479,400 |    |
| 地籍調査業務委託<br>(小倉南区21-02：FⅡ-2・G・H) | 株式会社 中村測建事務所  | 1,980,000 | 令和6年6月6日 | <p>本業務委託は、先行業務「地籍調査業務委託（小倉南区21-02）」の確定成果に基づいて行う地籍測定及び地籍図原図作成等が主な作業内容である。</p> <p>本業務委託の基礎となる一筆地調査等を令和5年度に行い、現地に設置した多数の基準点と筆界杭等を熟知した上記業者へ特命することにより、重複する作業（現地調査、打合せの一部）を避けることができ、経費の削減を図られるとともに、工期の短縮や精度の高い成果品の提出が期待できる。また、現地立会の状況や地権者等を把握していることから、閲覧時に円滑な業務の実施が可能となる。</p> <p>よって、上記業者に特命するもの。</p> | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 2,213,200 |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先                  |                       | 都市整備局 管理課  |          | 093-582-2271  |           |                         |    |
|----------------------------|-----------------------|------------|----------|---|-----------|-------------------------|----|
| 件名                         | 契約の相手方の商号又は名称         | 契約金額(円)    | 契約締結日    | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考 |
| 道路交通情報提供業務委託               | 公益財団法人 日本道路交通情報センター   | 5,399,400  | 令和6年4月1日 | <p>公益財団法人日本道路交通情報センターでは、都道府県警察本部や道路管理機関である国土交通省、都道府県・政令市等の交通管制システム等とオンラインを結び、時々刻々と変わっていく道路交通情報を収集し、整理、分析して道路利用者に電話、ラジオ・テレビ放送、インターネットや携帯、カーナビ等の各種メディアを通して道路交通情報を提供する業務を行っている。</p> <p>当市が管理している道路に関して、情報の整理や提供を受ける必要があるが、この業務を履行できるのは公益財団法人日本道路交通センター1者しかいないため。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |
| 令和6年度 北九州市屋外広告物条例違反広告物除却業務 | 公益社団法人 北九州市シルバー人材センター | 35,316,617 | 令和6年4月1日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策として、高齢者の就業機会の確保が求められており、高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターの積極的利用が求められている。</li> <li>・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が市内である者は当該相手方のみであるため。</li> </ul>   | 自治法施行令第3号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先                                    |               | 都市整備局 道路維持課 |           | 093-582-2274  |                   |            |    |
|--|---------------|-------------|-----------|---|-------------------|------------|----|
| 件名   | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)     | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※             | 予定価格(円)    | 備考 |
| 令和6年度「AIによる道路反射鏡の健全度診断システム保守・運用」業務委託         | 株式会社ReRead    | 3,696,000   | 令和6年4月3日  | <p>本業務は、令和5年度に構築した「AIによる道路反射鏡の健全度診断システム」の保守・運用といった維持管理（第三者に対するセキュリティ対策や安定した機器接続、データ連携等で生じたバグ修正等）を行うものである。</p> <p>本業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できないため、当該事業者を特命随意契約の相手方とする。</p>       | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 3,696,000  |    |
| 鹿児島線北九州貨物ターミナル駅構内大里松原跨線橋他1橋の定期点検             | 日本貨物鉄道株式会社    | 3,289,391   | 令和6年9月18日 | <p>本業務の対象橋梁は、日本貨物鉄道株式会社の線路上空を跨ぐ橋梁であり、点検にあたっては、日本貨物鉄道株式会社の線路敷地内への立入が必要である。</p> <p>線路敷地内へ立ち入って作業を行うには、列車の安全・安定輸送の確保、作業員の安全確保のため、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づく実施基準に定められた線路閉鎖が必要である。</p> <p>線路閉鎖を実施できるのは、列車運行を管理している日本貨物鉄道株式会社のみであり、同社が唯一施工可能な契約対象機関であるため。</p> | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 3,289,391  |    |
| JR鹿児島本線（九州工大前～戸畑間）16k563m付近戸畑橋外7橋の跨線道路橋の定期点検 | 九州旅客鉄道株式会社    | 10,232,400  | 令和6年4月30日 | <p>本業務の対象橋梁は、九州旅客鉄道株式会社の線路上空を跨ぐ橋梁であり、点検にあたっては、九州旅客鉄道株式会社の線路敷地内への立入が必要である。</p> <p>線路敷地内へ立ち入って作業を行うには、列車の安全・安定輸送の確保、作業員の安全確保のため、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づく実施基準に定められた線路閉鎖が必要である。</p> <p>線路閉鎖を実施できるのは、列車運行を管理している九州旅客鉄道株式会社のみであり、同社が唯一施工可能な契約対象機関であるため。</p> | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 10,232,400 |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |           |              |
|-----------|-----------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 街路課 | 093-582-2191 |
|-----------|-----------|--------------|

| 件名                                       | 契約の相手方の商号又は名称       | 契約金額(円)   | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※             | 予定価格(円)   | 備考 |
|--|---------------------|-----------|-----------|---|-------------------|-----------|----|
| 戸畑枝光線（牧山枝光間）<br>道路情報板制御処理装置更新作業業務委託（6-1） | 名古屋電機工業株式会社<br>福岡支店 | 3,520,000 | 令和6年4月16日 | <p>本業務委託は、本市が設置した道路情報板を福岡北九州高速道路公社が新設する道路情報板制御処理装置に接続するものである。</p> <p>福岡北九州高速道路公社発注の道路情報板制御処理装置の新設工事は、名古屋電機工業株式会社が受注しており、社内工場にて製作中であった。</p> <p>同一の業者以外では責任区分が不明確になり、不具合発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるため、上記業者に特命した。</p> | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 3,520,000 |    |

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |            |              |
|-----------|------------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 水環境課 | 093-582-2491 |
|-----------|------------|--------------|

| 件名               | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)   | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※     | 予定価格(円)   | 備考 |
|------------------|---------------|-----------|-----------|--|-----------|-----------|----|
| スタヌキ川調節池模型撤去業務委託 | 株式会社建設技術研究所   | 2,508,000 | 令和6年4月23日 | <p>スタヌキ川調節池では、水理特性を把握することを目的として、令和4年度に当業者が模型実験を実施した。この模型は、詳細設計における不測の事態を考慮して、業務完了後も残置させていたが、今回、設計方針が確定したため、本業務において撤去するもの。</p> <p>現在、当業者は、スタヌキ川調節池の模型がある当業者の私有地内で、高瀬川調節池模型実験業務委託（その2）を実施しているところである。</p> <p>そのため、当業者がスタヌキ川調節池の模型を撤去した場合、段取り等の調整が不要となり、円滑な業務の実施や工期短縮、経費削減を図ることができるため。</p> | 自治法施行令第6号 | 2,511,300 |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先             |                      | 都市整備局 河川整備課 |           | 093-582-2281  |           |                        |    |
|-----------------------|----------------------|-------------|-----------|---|-----------|------------------------|----|
| 件名                    | 契約の相手方の商号又は名称        | 契約金額(円)     | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)                | 備考 |
| 令和6年度河川情報システム保守点検業務委託 | JRCシステムサービス株式会社 九州支店 | 3,850,000   | 令和6年4月22日 | <p>本システムは、市内河川に設置してある水位計11台の情報等を監視し、避難指示等の発令判断や水防対応に活用する、防災上で非常に重要なシステムである。</p> <p>本システムは平成12年に「日本無線（株）」が設置工事を行い、平成30年度まで保守点検（特命随契）を行ってきたが、平成31年4月に「日本無線（株）」の完全子会社である「JRCシステムサービス（株）九州支店」へ保守点検業務が移管された。</p> <p>本保守点検業務については、本システムの機器、設備に関する技術内容が公開されていないことや、情報処理システムに排他的権利が設定されており、当業者でなければ業務の履行ができないため。</p>      | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>（特命随意契約で、継続性がある |    |
| 貫川防潮水門電気通信設備点検業務委託    | メタウォーター株式会社          | 3,520,000   | 令和6年6月7日  | <p>本業務は貫川防潮水門について、予防保全型の維持管理を行うために、電気通信設備の点検及び健全度評価等を行うものである。</p> <p>本電気設備は、貫川防潮水門の河川水位監視を行うための重要な設備であり、複雑で精密な構造となっている。このため、機器に精通していなければ、調整や分解に関わる点検作業は困難である。</p> <p>当業者は、本設備の納入及びシステム構築を行った業者であり、設備に関する専門知識も豊富で、機器に精通しており、長年の経験と実績があるため、十分な対応が可能である。</p> <p>また、現在使用している水位管理システム及び運用ソフトは、当業者が開発運営しているものであるため。</p> | 自治法施行令第6号 | 非公表<br>（特命随意契約で、継続性がある |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先              |                | 都市整備局 神嶽川巨過地区整備室 |           | 093-511-7123   |                   |            |    |
|------------------------|----------------|------------------|-----------|--|-------------------|------------|----|
| 件名                     | 契約の相手方の商号又は名称  | 契約金額(円)          | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※             | 予定価格(円)    | 備考 |
| 巨過地区事業計画及び換地設計検討業務委託   | 日本工営都市空間株式会社   | 17,820,000       | 令和6年5月23日 | <p>本業務は、巨過地区土地区画整理事業において、事業進捗に伴う事業計画・実施計画及び換地設計の変更について必要な検討及び資料の作成を行う業務である。</p> <p>本業務は、立体換地制度を活用した区画整理であり、全国的に事例が少なく国等の関連機関と協議を行いながら業務を遂行する必要があり、専門的な知識を求められる。また、当地区は権利関係が複雑で多岐にわたることから、換地設計における条件を十分に精査し、整理したうえで業務を遂行する必要がある。</p> <p>当業者は、本事業で事業計画（当初・第一回変更）及び換地設計に携わった実績があり、立体換地制度や当該地区における複雑な権利関係に精通し、迅速な業務遂行が見込める。</p> <p>「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」第10条に基づいて、参加者の有無を確認する公募を実施した結果、当該業務を履行可能なものが当業者しかいないことが確認されたため。</p> | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 18,392,000 |    |
| 巨過地区まちづくり運営体制等検討支援業務委託 | 株式会社アプレイザルジャパン | 19,800,000       | 令和6年6月17日 | <p>本業務の委託契約にあたっては、特定の者以外に履行できる者の有無を確認するため、令和5年度に公募を実施したが、参加意思確認書提出までに提出するものがなかったため、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」（以下、公募要項）第10条第1項に基づき、株式会社アプレイザルジャパン北九州事務所と随意契約を行った。</p> <p>令和6年度については、公募要項第10条第2項に基づき、公募を実施せず同社との随意契約を行うもの。なお、公募要項同条同項但し書き『契約の都度、業界等の実情等を調査し、代替可能な業者が把握できない場合に限る。』については、物品等供給契約有資格者名簿に令和5年度以降新規登録された事業者の中に代替可能な業者は確認できなかった。</p>   | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 19,800,000 |    |

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先    |                      | 都市整備局 神嶽川旦過地区整備室 |          | 093-511-7123  |           |           |    |
|--------------|----------------------|------------------|----------|---|-----------|-----------|----|
| 件名           | 契約の相手方の商号又は名称        | 契約金額(円)          | 契約締結日    | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)   | 備考 |
| 旦過地区防疫対策業務委託 | 一般社団法人福岡県ベストコントロール協会 | 1,936,000        | 令和6年7月5日 | <p>本業務は、旦過地区土地区画整理事業に伴う既存建物の解体工事にあたり、ねずみ等の有害生物が周辺地区へ流出することを防止し、市場の衛生環境を確保するため、防疫対策を行うものである。</p> <p>旦過地区の再整備は、できる限り市場の営業を継続しながら、施行区域を分割して工事を進めるため、人体及び取り扱う食品等への影響を考慮した防疫対策に関する計画が必要となる。</p> <p>本協会は、有害生物の活動を人の生活を害さないレベルに制御する専門技術の認証を受けた者が所属する、県内唯一の技術者団体である。</p> <p>また、上位組織である「公益社団法人日本ベストコントロール協会」は全国的にも東京都築地市場や那覇市第一牧志公設市場の移転に伴う有害生物防除の実績があり、市場における広域的な防疫対策のノウハウを有しているため。</p> | 自治法施行令第2号 | 1,936,000 |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |                  |              |
|-----------|------------------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 神嶽川旦過地区整備室 | 093-511-7123 |
|-----------|------------------|--------------|

| 件名                           | 契約の相手方の商号又は名称          | 契約金額(円)    | 契約締結日    | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※             | 予定価格(円)    | 備考 |
|------------------------------|------------------------|------------|----------|---|-------------------|------------|----|
| 令和6年度旦過地区立体換地建築物計画通知等業務委託    | 株式会社大建設計               | 24,311,100 | 令和6年8月5日 | <p>本業務は、北九州市が整備する立体換地建築物に関して、過年度の設計成果を踏まえた建築基準法による計画通知申請をはじめ、関係法令の申請・許可等の手続きを行うものである。</p> <p>同業者は「ECI方式」を前提としたプロポーザル方式で特定された設計共同企業体の代表者で、全国的にも事例の少ない立体換地建築物について、工期短縮及びコスト縮減を図る専門性の高い設計に取り組んできており、また、区分所有による商業施設という特殊性から、土地建物権利者、営業者など多岐にわたる関係者と綿密な協議を重ねてきた経緯があり、過年度業務からの継続性が必要である。</p> <p>同業者以外の者が当業務を実施する場合、これまで積み重ねてきた設計意図の伝達、法的解釈の正確な理解、関連機関との再協議に膨大な時間を要し、事業スケジュールに遅れを生じてしまう。委託期間の短縮及び経費の削減を図るため。</p> | 自治法<br>施行令<br>第6号 | 24,311,100 |    |
| 令和6年度旦過地区立体換地建築物店舗区画監理準備業務委託 | 若築・内藤・プロセスプラス技術協力共同企業体 | 19,748,300 | 令和6年8月8日 | <p>本業務は、北九州市が整備する立体換地建築物に関して、過年度の設計成果を踏まえ、地元権利者等による店舗区画の内装工事及び施設の管理運営等を適法かつ円滑に実施させるため、建築工事の着工前の段階から、あらかじめ調整・監理を行うものである。</p> <p>同業者は、設計段階から施行業者が施行を前提とした技術協力をを行う「ECI方式」を前提としたプロポーザル方式で特定され、本市との間で「(仮称)旦過地区立体換地建築物新築工事に関する基本協定書」を締結しており、工事請負等契約に至るまでの「優先交渉権者」と位置付けている。</p> <p>本業務についても、過年度業務からの継続性が必要であり、実施にあたっては、施行上の視点を取り入れながら、建物本体の設計者及び店舗内装の設計・施行者等との調整が欠かせないため。</p>                                    | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 19,748,300 |    |

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |                  |              |
|-----------|------------------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 神嶽川旦過地区整備室 | 093-511-7123 |
|-----------|------------------|--------------|

| 件名            | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円)   | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※     | 予定価格(円)   | 備考 |
|---------------|---------------|-----------|-----------|--|-----------|-----------|----|
| 魚町馬借1号線試掘業務委託 | 株式会社富倉        | 1,199,000 | 令和6年8月27日 | <p>本業務は、旦過地区土地区画整理事業に伴う既存建物の解体およびモノレール旦過駅への接続デッキを新設するにあたり、事前に地下インフラ（水道・下水）の詳細な位置等を確認するため試掘を行うものである。</p> <p>旦過地区土地区画整理事業は事業期間が決まっており、周辺にある旦過市場の年末年始の店舗営業に影響が極力ないようにするためには、早期に既存建物の解体を実施する必要がある。</p> <p>旦過地区周辺は、施工ヤードも少なく、限りあるヤードを既存建物の解体とインフラで調整する必要があり、早期にインフラ事業者との協議が必要となる。</p> <p>また、現在、モノレール旦過駅への接続デッキに関する詳細設計業務委託において、杭基礎の工法変更を予定しており、基礎の形状や工法を決定するため、早期に地下インフラ（水道・下水）の詳細な位置を確認する必要がある。</p> <p>現在、契約中の他業務において、掘削を行うことから、当該業務を一体的に履行させることにより、機械の運搬費が不要となり、経費の節減ができ、準備工も不要なため、工期の短縮や施工ヤードも不要となるため。</p> | 自治法施行令第6号 | 1,251,800 |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

| 契約担当課・連絡先                         |                | 都市整備局 公園管理課 |           | 093-582-2464  |           |                         |        |
|-----------------------------------|----------------|-------------|-----------|---|-----------|-------------------------|--------|
| 件名                                | 契約の相手方の商号又は名称  | 契約金額(円)     | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)                 | 備考     |
| 令和6年度 長野緑地維持管理等業務委託               | 長野緑地クリーンクラブ    | 2,317,700   | 令和6年4月1日  | <p>本業務は、長野緑地広場エリアの除草、園内清掃、巡視及び便所清掃を行うものである。</p> <p>契約の相手方とした「長野緑地クリーンクラブ」は、長野緑地に近接する上長野地区の住民で構成、設立された団体であるが、同団体に維持管理を行ってもらうことで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持管理を通じて、地元コミュニティ活動の意識高揚や醸成が図れる</li> <li>・地元に着目しており、時宜を得た公園の維持管理が可能である</li> <li>・非営利団体であり、経費の面で安価な業務遂行が可能と判断できるため、特命による随意契約とするものである。</li> </ul> | 自治法施行令第2号 | 非公表<br>(特命随意契約で、継続性がある) |        |
| 公共花壇植栽業務委託（門司区）                   | 有限会社 ウッドマン     | 990,000     | 令和6年4月23日 | 指名競争入札にて、再度入札に付したが、落札者がいないため、随意契約を行った。  | 自治法施行令第8号 | 1,003,200               |        |
| 令和6年度 長野緑地「市民参加による農業体験教室」企画運営業務委託 | 長野ふれあい村実行委員会   | 2,263,800   | 令和6年4月1日  | <p>長野ふれあい村実行委員会は、長野緑地における農業体験実施を目的として地元農業・住民により設立された団体であり、長野緑地の計画テーマ「自然と人を育む交流体験公園」に沿った活動を行っている。また、同団体の前身団体の時を含め、平成15年度から農業体験教室に関わり、事業遂行についての知識や経験が豊富である。</p> <p>また、ほかに農業体験教室を行うことができる地元団体がないため、長野緑地「市民参加による農業体験教室」事業を効果的に実施するため当該法人に特命するもの。</p>  | 自治法施行令第2号 | 2,263,800               |        |
| 令和6年度 公園等除草等業務委託                  | 北九州市シルバー人材センター | 102,003,542 | 令和6年5月10日 | 選定基準を満たした北九州市シルバー人材センターが、予定価格の制限の範囲内で見積書を提出したため。  | 自治法施行令第3号 | 102,003,542             | 政策随意契約 |

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |             |              |
|-----------|-------------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 公園管理課 | 093-582-2464 |
|-----------|-------------|--------------|

| 件名   | 契約の相手方の商号又は名称       | 契約金額(円)   | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由   | 根拠法令※     | 予定価格(円)   | 備考 |
|--|---------------------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|----|
| 小学館発行月刊誌「BE-PAL」への記事体広告掲載、及びWEB媒体への転載・制作業務委託 | 株式会社 小学館メディアプロモーション | 2,992,000 | 令和6年6月19日 | 小学館の発行するアウトドア情報誌「BE-PAL」は、「自然を楽しむ・学び・自由に遊べる公園づくり(PAL-PARK)」を誌面企画として行っており、山田緑地の新たな施設のコンセプトと合致することから、本誌と協働して山田緑地パルパークプロジェクトを実施している。<br>については、「BE-PAL」の発行元である株式会社小学館メディアプロモーションに特命で委託するもの。 | 自治法施行令第2号 | 2,992,000 |    |
| 公共花壇植栽業務委託（八幡東区）                             | 半田造園建設              | 1,430,000 | 令和6年4月23日 | 指名競争入札にて、再度入札に付したが、落札者がいないため、随意契約を行った。  | 自治法施行令第8号 | 1,477,300 |    |

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年4月～令和6年9月契約分）

|           |             |              |
|-----------|-------------|--------------|
| 契約担当課・連絡先 | 都市整備局 住宅整備課 | 093-582-2548 |
|-----------|-------------|--------------|

| 件名                                  | 契約の相手方の商号又は名称     | 契約金額(円)   | 契約締結日     | 随意契約とした具体的な理由  | 根拠法令※             | 予定価格(円)                       | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------|-----------|-----------|--|-------------------|-------------------------------|----|
| 令和6年度市営住宅における自家消費型太陽光発電事業アドバイザー業務委託 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 | 9,281,800 | 令和6年4月15日 | 本業務の遂行にあたっては、全国的に例の少ない事業であるPPA事業と一括受電事業を一体的に行うもので、令和4年度に実施した「市営住宅における自家消費型太陽光発電事業導入可能性調査」において検討した事業スキーム内容やPPA等事業者へのヒアリング状況等を熟知している必要があることを踏まえ、導入可能性調査を受託したパシフィックコンサルタンツ(株)を『特定の者』とし、『特定の者』以外に履行可能な存否を確認するために、本業務の参加者の有無を確認する公募を令和6年3月1日～同月15日まで実施した。その結果、応募者がいなかったため、上記業者に特命するものである。 | 自治法<br>施行令<br>第2号 | 非公表<br>(特命随意契約<br>で、継続性があるもの) |    |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号